

報告事項Ⅱ
子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況
平成30年度（一部平成29年度を含む）

第4条 子どもの意見表明と参加

条例第4条では、「すべて子どもは、家庭や子ども施設等さまざまな場面において、自分と自分に関係することや自分が必要としていることについて、自己の権利として自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます。」とあります。市では、さまざまな場面で子どもの意見表明と参加が具体的に実現されるよう、施策を実施しています。

事業等の名称 事業の概要・実施時期・実施内容等	【担当課】 実施機関の自己評価
<p>人権啓発事業・人権啓発推進協議会補助事業 人権週間「市民の集い」</p> <p>○事業の概要…人権について身近に感じてもらい、一人ひとりが尊重される人権文化豊かなまちづくりをめざし、講演会・コンサート等を開催</p> <p>○事業実施日…平成30（2018）年12月2日 於：泉南市立文化ホール</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018 人権週間「市民の集い」で、1部では、せんなん子ども会議のメンバーによる活動報告、2部では、学校生活の中での人間関係を描いた映画「わたしたち」の上映、3部では、おおもりじゅんこ岸野令子さんと子ども会議のメンバーによるシンポジウムを行った。 ・子ども会議のメンバーが、学校での広報、受付の手伝い、舞台上での活動報告やシンポジウムの参加等、積極的に事業に関わった。 <p>○実績…参加人数 273名 【H30年度所要額】 277,570円</p>	<p>【総合政策部 人権推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者からは、大人にない発想が逆に勉強になった、子ども会議の取り組みがわかった、玄関で子どもたちに丁寧に迎え入れられとても気持ち良かったといった感想が得られた。 ・子どもたち自身が自分達で考え、意見を参加者に伝えることができた。 <p style="text-align: right;">関係資料 4条-1 関係資料 4条-2</p>
<p>子ども元気広場推進事業 青少年センター閉館イベント「楽作」実行委員会</p> <p>○事業の概要…昭和51年から使用してきた青少年センターの移転にともない、今までの青少年センターを利用してきた人たちが中心となって閉館イベントの内容を考えた。</p> <p>○事業実施日…平成31年2月23日・3月2日・3月11日～20日</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉館イベント「楽作」でやってみたいことを子どもと大人が一緒になって話し合い、出てきた意見の中から実現可能なものを、実行委員のメンバーで分担して準備したり、当日の店運営 	<p>【教育部 生涯学習課 青少年センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち自身が、自分たちがやりたいと思っていることをしっかり伝えることができた。 ・子どもたちが考えた内容を、子どもと大人で形にしていくことで、イベント当日だけでなく、準備の段階から子どもたちが積極的に友だちと協力しながら活動することができた。 <p style="text-align: right;">関係資料 4条-3</p>

を行ったりした。 ○実績…参加人数は延べ人数で約 50 人。	
-----------------------------------	--

第5条 せんなん子ども会議

第5条では、第4条の意見表明と参加の権利に基づき、市が事業主体となって「せんなん子ども会議」（以下「子ども会議」）を設置することを定めています。これは、子ども達の議論や意見表明を泉南市の施策に反映させる、継続的な「まちの仕組み」として設置されたものです。市は、子ども会議が表明した意見を尊重するよう努めるものとしています。

事業等の名称 事業の概要・実施時期・実施内容等	【担当課】 実施機関の自己評価
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>せんなん子ども会議</p> <p>○事業の概要…平成 24（2012）年度より設置された子ども会議は、「子どもにやさしいまち」の推進のために、市内の小中高校生の希望者が、毎月 1 回、土曜日（学校の休業日）に集まり、子ども会議を実施している。</p> <p>アイスブレイキングや権利学習を行ったり、「子ども会議ですることは子どもが決める！」を合言葉に、市内の様々な学校から集まった子ども達が、子どもにやさしいまちづくりのため、意見を出し合っている</p> <p>毎年 3 月には市長報告を行い、子ども会議のメンバーの意見を市に届けている。</p> <p>○事業実施日…5月 19 日、6月 30 日、7月 21 日、8月 18 日、10月 13 日（9月台風 21 号のため延期）、10月 27 日、11月 10 日、12月 2 日、12月 8 日、1月 19 日、2月 9 日、3月 19 日</p> <p>○実施内容（一部掲載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月～3月、年 12 回実施。（詳細は「ニュースレター参照」） ・年度当初の子ども会議の申し込みは 52 名。その後メンバーが友達を誘うなどして、年度末の登録者は 64 名に増加した。 ・子ども達の意見今年度の取組のテーマは、「熱中症」「公園」「子どもの権利」と決まったが、台風 21 号が泉南市に大きな被害をもたらしたため、「台風 21 号を経験して子ども会議メンバーが感じたこと・考えたこと」をまとめた。 ・高校生メンバーが 2020 年に完成予定の新しい公園（仮称：りんくう公園）についての情報をキャッチしたことから、11 月、市の委託を受けた会社の方から話を聞く機会をもつことができた。その後公園について子ども会議の意見をまとめ、会社に伝えた。 ・12月 2 日、人権推進課から依頼を受け、『人権週間市民のつどい』に参加。子ども会議の活動報告といじめをテーマにした映 	<p>【教育部 人権教育課】</p> <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度は台風 21 号の影響もあり、当初の予定とは活動内容を変更せざるを得なかった。しかし、「市民のつどい」「子ども安全大会」などに参加する機会があったことで、メンバーは自分たちの意見を大勢の人の前で発表する心地よさを感じていた。 ・参加した市民からも、子どもの意見を発信することについて、応援や励ましの声が届いた。 ・活動報告を聞いた市民団体等から、せんなん子ども会議への大人スタッフとしての参加があった。子ども自身が子どもの権利の広報啓発に大きな役割を担っている。 ・メンバーが増えたことで、市役所では狭くなり、くすのき幼稚園を借りて開催していたが、中盤参加人数が 20 数名の日が続いたので、後半は市役所で行った。 ・参加人数が多くなると、グループで活動する方がスムーズであるが、そのためには継続的に関わるスタッフが必要である。スタッフの体制の検討が必要である。 ・「子ども会議は子どもが決める」を合言葉に活動を行っているが、毎年メンバーが変わるため、活動を一から考えるのに時間がかかった。1 年でできることは限られているので、昨年度からの継続や大人の意見も伝えながら、子どもと一緒に考えたい。 ・小学生メンバーが多い中、中高生メンバーはスタッフとしての意識や動きができる、とても頼

<p>画『わたしたち』鑑賞後のパネルディスカッションに参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月9日、教育委員会指導課からの依頼を受け、『泉南市子ども安全大会』に参加。登下校の安全についての意見を伝え、見守りの市民の方への感謝状贈呈の助手をし、感謝の気持ちを届けた。 ・3月16日、市内の紀泉わいわい村にて、市長報告を兼ねてデイキャンプを行った。住宅公園課の方から「公園についての子ども会議の意見」への委託会社の回答をいただいた。43名参加。 <p>【H30年度所要額】 347,492円</p>	<p>りになる存在である。自らの権利に気付いた子どもは、まわりの子どもの権利も守ろうとすることを感じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会議のメンバーが増えたことによる消耗品費・バスツアーに係る経費等が増加した。 <p>ニュースレター</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">関係資料 5条-1</p>
---	---

第6条 子どもの相談と救済

第6条では、「子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状態におかれたとき、自己の権利として、子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。」と定めています。これに基づき、市は子どもが相談と救済を享受することができるよう、以下ののような仕組みを整えています。相談を受ける立場にある市の機関や子ども施設においては、①子どものプライバシーの権利等を保護する、②子どもの意見表明と参加の権利の尊重する、③子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努める、これら3つを泉南市の相談救済の基本原則と定めています。

<p style="text-align: center;">事業等の名称</p> <p style="text-align: center;">実施時期・実施内容等</p>	<p style="text-align: center;">【担当課】</p> <p style="text-align: center;">実施機関の自己評価</p>
<p>青少年学習活動推進事業</p> <p>こころホットライン</p> <p>○事業の概要…子どもたちが抱えている家や学校でのトラブルや悩みを、普段関わりを持っている職員が話を聞く。</p> <p>○事業実施日…青少年センター開館日</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが青少年センター来館時の様子や遊んでいる時の様子を観察したり、職員が子どもと一緒に遊んだりする中で子どもがつぶやく悩みや不安を共感的に受け止める。 <p>《平成30年度の主な相談内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だちとのトラブルに関する事 ・家での生活に関する事 ・学校での生活に関する事 ・友だち関係の悩みに関する事 	<p>【教育部 生涯学習課 青少年センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちと職員が普段から遊び等を通して関係をつくっている為、様々な不安や悩み事を身構えることなく自然に打ち明けることができている。
<p>地域子育て支援拠点事業・子ども総合支援センター事業・家庭児童相談室事業</p> <p>子ども相談</p> <p>○事業の概要…0歳から18歳まで（地域子育て支援センターひだまりは就学前まで）の子どもと保護者にかかわる様々な相談（子育て・しつけ・養育・発達・非行・不登校などに関するこ</p>	<p>【健康福祉部 保育子育て支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターひだまりは、保護者からの進路、育児相談がほとんどを占める。保護者の悩みを聞くことを大切にする事で、自分で解決できたり気持ちが楽になったりしてもらっている。また、先輩保護者とつなげる手助け

<p>と)を受け、相談員と一緒に考えたり専門機関へつないだりしていく。</p> <p>様々な相談に応じることで、子どもの健やかな成長・発達の支援、保護者の育児不安の軽減、子どもや家庭への効果的な援助を行うことを目的とする。</p> <p>対象は、0歳から18歳までの子どもと保護者</p> <p>○事業実施日…月～金曜日 9:00～17:30</p> <p>○実施期間…地域子育て支援センターひだまり</p> <p style="padding-left: 40px;">子ども総合支援センター</p> <p style="padding-left: 40px;">家庭児童相談室</p> <p>○実績…地域子育て支援センターひだまり (235件)</p> <p style="padding-left: 40px;">子ども総合支援センター (56件)</p> <p style="padding-left: 40px;">家庭児童相談室 (2891件)</p>	<p>も行うことで、参考書通りではない生の声が、相談した保護者の心に響いているようである。</p> <p>・子ども総合支援センターは、保護者から子どもの発達面での相談が主で、専門的な行動観察や検査につなげることで効果的な支援を行うことができている。保護者からは学校や家庭で、どう関わっていったらよいかを具体的に聞くことができてよかったという声を聴いている。</p> <p>・家庭児童相談室では虐待に至る前の相談ケースもある。相談者は低年齢児では保護者が多いが、中学生になると子ども自身からの相談も増えてくる。相談者が少しでも安心できるように、定期的に話を聞いたり、いつでも相談にきてほしいという気持ちで対応していくことで、大きな事象に至らずに済んでいるケースもある。</p>
<p>人権相談事業</p> <p>KIDS (キッズ相談)</p> <p>○事業の概要…総合相談事業を委託している泉南市人権協会において、子どもたちが心配や悩みを相談できる窓口として、新たにキッズ相談窓口の開設を始めた。</p> <p>○事業実施日…平成 31 (2019)年 3月 10日 於：人権協会 (市民交流センター内)</p> <p>○実施内容</p> <p>・子どもたちが家族・友人・学校などの悩みや心配事を相談できる専門窓口を第 2 土曜日 12:30～14:30 に開設し、HP と市民交流センター内のパンフレットスタンドに配架した。</p> <p>○実績…相談者 0名</p>	<p>【総合政策部 人権推進課】</p> <p>・子どもたちが気軽に悩みを相談できる場所として、平成 30 年度より新たな窓口を開設。今後は周知に力を入れていきたい。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">関係資料 6条-1</p>
<p>教育支援センター事業</p> <p>教育相談</p> <p>○事業の概要…園や学校生活、家庭生活での子どもに関する相談を受ける、教育委員会指導課を窓口とした相談事業。</p> <p>○事業実施日…月～金曜日 (土、日、祝日、年末年始を除く) 9:00～17:30</p> <p>○実施内容</p> <p>・電話相談または来庁相談。相談内容は、学校の指導に対する保護者の不安や、登校しぶりに関する相談、発達や友達関係についての相談、虐待や DV に関する相談等。相談を受けた時は、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応を考える。</p> <p>○実績…週に数件程度。継続事案も多い。</p>	<p>【教育委員会 指導課】</p> <p>・様々な要因が絡んだ登校しぶりの数が増えている。</p> <p>・専門の相談員は配置されておらず、指導主事が相談対応をしている。相談のニーズは増えているが、相談体制には課題がある。</p> <p>・学校や専門機関とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化しており、最近では保護者・子どもの悩みを一旦受けとめることが重要な役割となっている。</p> <p>・巡回訪問として、家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター等と連携し、年間 5 回全小中学校を訪問し、子どもの実態の把握を行い、不登校や問題行動の未然防止に努めている。</p>

<p>教育委員会運営事業</p> <p>子どもの声</p> <p>～市長・教育長への手紙～</p> <p>○事業の概要…学校に限らず、子ども達が誰にも相談できずに悩んでいることを救いたいという趣旨で実施しているレター形式の相談事業。用紙は学校を通じて配布され、子どもから届いた手紙は、直接市長又は教育長が読み、解決に向けて取り組む。中学生が対象。相談内容の秘密を守ることを約束している。</p> <p>○事業開始年度…平成 28 年（2016）年 4 月</p> <p>○実施内容…平成 30（2018）年 7 月に配付。</p> <p>○実績…年間数件</p>	<p>【教育委員会 教育総務課】</p> <p>・子どもの声制度は、子どもの権利条例の中の「子どもの権利擁護システム」「子どもの相談救済の仕組み」を構成する取組の一つであるため、「小さな声」をひろいあげる事業として、今後も継続していきたい。</p> <p style="text-align: right;">関係資料 6 条－2</p>
--	---

第 7 条 子どもの居場所づくり

第 7 条では、子どもの居場所づくりについて、「子どもは、休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。」と述べられています。これに基づき、市は以下のような子どもの居場所づくりの取組をすすめています。中には、地域住民の既存の取組が市の取組とつながったり、市民と行政が協働で実施しているものもあります。

<p style="text-align: center;">事業等の名称</p> <p style="text-align: center;">実施時期・実施内容等</p>	<p style="text-align: center;">【担当課】</p> <p style="text-align: center;">実施機関の自己評価</p>
<p>人権啓発事業</p> <p>キッズカフェ</p> <p>○事業の概要…例年開催している人権について考える講座で、子どもの居場所として「キッズカフェ」をテーマに実施。</p> <p>○事業実施日…平成 29（2017）年 12 月 16 日</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第 4 条「子どもの意見表明と参加」に基づき子どもたちの意見を尊重し、第 7 条「子どもの居場所」としてキッズカフェを出店した。 ・市内 7 小学校から集まった小学 5, 6 年生が、意見を出し合い、調理し、店員となって接客した。 <p>○実績…参加人数 14 名・カフェ参加者 175 名</p> <p>【H29 年度所要額】 120,000 円</p>	<p>【総合政策部 人権推進課】</p> <p>・いろいろ苦労はあったが、たくさんのお客様に提供でき、喜んでもらった経験により、子どもたちの自信へとつながった。またキッズカフェということで、子どもたちの参加も多く、お客様として子どもたちの安心できる居場所になった。</p> <p style="text-align: right;">関係資料 7 条－1</p>
<p>牧野のあそび場</p> <p>○事業の概要…地域で子どもと高齢者が集える安心・安全な居場所づくりをすすめることを目的に地域の集会場等でイベントを開催。</p> <p>○事業開始年度…平成 29（2017）年度</p> <p>○事業実施日…①平成 29（2017）年 12 月 27 日、②平成 30（2018）年 3 月 29 日、③平成 30（2018）年 7 月 31 日、④12 月 27 日、⑤平成 31（2019）年 3 月 29 日</p>	<p>【総合政策部 人権推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者からは、楽しかった、また来たい、他の地域でもやってほしいといった感想が得られた。 ・地域の小学生や子どもたちが参加し、地域のおとなと昔あそびなどをして楽しく過ごせる居場所になった。 <p style="text-align: right;">関係資料 7 条－2</p>

<p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第7条「子どもの居場所」として、夏休みや冬休みに地域の方たちと連携し「牧野のあそび場」を開催した。 ・子どもと高齢者が一緒になって輪投げやけん玉や将棋、紙芝居などを楽しんだ。 <p>○実績…参加人数① 47名、② 113名、③ 75名、④67名、⑤66名</p>	
<p>子ども総合支援センター事業</p> <p>りんごの広場</p> <p>○事業の概要…発達面に関して課題のある在宅の子どもに、遊びを提供したり保護者からの相談を受けたりする。周囲に気兼ねせずに安心して遊ばせることができる場所の提供をする、また育児不安の軽減や早期療育につなぐきっかけにすることを目的に実施する。</p> <p>○対象…発達面に関して課題のある在宅の未就学児。</p> <p>○事業実施日…毎月第2・3・4木曜日</p> <p>○実績…29回、参加人数 延べ422名</p>	<p>【健康福祉部 保育子育て支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所を3か所(子ども総合支援センター・保健センター・あいびあ泉南)にすることで、徒歩や自転車の方でも参加してもらいやすくなっている。 ・保健センターの検診で気になる親子に声をかけることで、広場に参加してくれる親子が多い。また、そこから子ども総合支援センターの親子教室やリバースクールに入室・入所につながる子どももいた。 ・他の親子教室の兼ね合いからか、前半の参加者は少なめであるが、後半は増加している。 <p style="text-align: right;">関係資料 7条-3</p>
<p>子ども総合支援センター事業</p> <p>障害児の居場所確保</p> <p>○事業の概要…子ども総合支援センターにて、障害のある児童が長期休暇中に集まることができるよう、障害を持つ親の会と共催で夏祭りを実施。子どもが安心して参加できる場所、および保護者同士が交流できる場を提供すること、また保護者主体の催しに職員が参加することでコミュニケーションを図ることを目的とし実施する。</p> <p>○対象…虹の会(子どもの発達が気になるママの会)に参加している親子</p> <p>○事業開始年度…平成28(2016)年度</p> <p>○事業実施日…平成30年8月29日</p>	<p>【健康福祉部 保育子育て支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大勢の人がいる場所へは行きにくい子どもも、「少人数なので嫌がることなく参加できて楽しめた」という保護者の声があった。 ・子ども総合支援センターの職員も参加することで、幅広い年齢の子どもの姿を見ることができ、療育の参考にもなっている。
<p>子ども元気広場推進事業</p> <p>子ども元気広場</p> <p>○事業の概要…子どもたちが安全に、安心してすごせる居場所として、青少年センターを子どもたちに開放し、18歳までの子どもたちがだれでも自由に来館して遊んでもらうことができる。</p> <p>○事業実施日…青少年センター開館日</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年センターでは、ボールを使つての遊びやおもちゃを使つ 	<p>【教育部 生涯学習課 青少年センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の途中から登録制を取り入れて、子どもたち同士で安心のためのルールを作ったこともあり、子どもたちが、より安心してすごせる場所となった。 <p style="text-align: right;">関係資料 7条-4</p>

<p>ての遊び、読書や持参したゲームなどでの遊びを子ども主体で選んで過ごす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績…年間 275 日開館。来館者数 延べ 7190 人 ・市内の小学校に不定期で放課後の居場所づくりとして、遊び広場を実施している。 ・実績…年間 102 回実施…参加人数 延べ 3409 人 <p>【H30 年度所要額】 359,000 円</p>	
--	--

第 8 条 子どもの権利に関する学習と教育①(子ども施設・行政職員対象)

第 8 条 1 項では、「市は、市の職員及び子ども施設の職員が、子どもの権利条約についての認識と理解を深め、この条例の具体的な実施に主体的に取り組み、もって子どもの最善の利益の実現に普段に努めることができるよう、子どもの権利に関する職員の積極的な学習及び研修等の機会を計画的に設けるものとします。」定めています。これに基づき、市職員並びに子ども施設職員に対し、以下のような事業を実施しています。

事業等の名称 実施時期・実施内容等	【担当課】 実施機関の自己評価
<p>人権教育推進事業</p> <p>初任教職員・保育士対象子どもの権利の研修会</p> <p>○事業の概要…初任教職員・保育士等に「子どもの権利」について学習することで、今後の業務に生かす。</p> <p>○事業開始年度…平成 25 (2013)年度</p> <p>○平成 30 年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月 27 日、初任教職員・保育士研修において「子どもが安心して過ごせる学級づくり」の中で、子どもの権利・子どもの人権について研修を実施した。 <p>○実績…参加者 21 名。</p>	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループワークをしながら学校生活・保育のなかに「子どもの権利」があり、子どもの話を聞くことが権利を守ることにつながるということを知らせた。
<p>泉南市人権教育研究協議会補助金事業</p> <p>泉南市人権教育研究協議会夏季研究集会</p> <p>○事業の概要…教育委員会が負担金を交付し運営している、泉南市人権教育研究協議会において、例年市内保育所・幼稚園・子ども園及び小中学校教職員を対象に夏季研究集会を実施している。</p> <p>○事業実施日…平成 30 年 8 月 1 日</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度は泉南市子どもの権利条例委員長吉永省三さんを講師に、『教育』と『子ども』そして『子どもの権利』～泉南市子どもの権利に関する条例を活かしていくために～」をテーマに、講演会を実施。 <p>○実績…参加人数 205 名。</p>	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利について考える時、まず私たちおとなの子ども観が問われる。子ども観・教育観に関する歴史的な経緯や背景を知り、問い直すことから、私たちおとなが、「子ども」とどんな関係をつくっていくのかについて考えることができた。 ・ 2002 年 5 月にニューヨークで行われた国連子ども特別総会において、子どもたちからおとなたちに向けてのメッセージ「A World Fit for Us(私たちにふさわしい世界)」から、私たちおとなが、子どもを未来の存在ではなく、今現在において、大人との相互協働の主体として、パートナーととらえていくことの大切さを感じた。

	<p>・泉南市の保育・教育施設で子どもや保護者と直接かかわっている職員に子どもの権利について啓発する貴重な機会となった。今後、このことを実践へと具体化していくことが課題である。</p> <p style="text-align: right;">関係資料 8条-1</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>泉南市留守家庭児童会職員研修</p> <p>○事業の概要…留守家庭児童会指導員を対象に、子どもの権利学習を位置付け、放課後の子どもの居場所における、子どもへのかかわり・対応の仕方に生かしていく。</p> <p>○事業開始年度…平成 29 (2017)年度</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育課主幹が講師となり、「子どもの権利について考える～ワークショップを通して～」を実施した。 <p>○実績 (実施日と参加人数)</p> <p>9月3日 : 6名</p> <p>11月22日 : 9名</p> <p>11月26日 : 17名</p>	<p>【教育部 人権教育課】</p> <p>・「子どもの権利について、はじめて知った」「また、初めて詳しく知った」という参加者が多く、日常の子どもへのかかわりを振り返り、「まず子どもの話を聴き、自分の意見 (アイメッセージ) も伝え、いっしょに考えていきたい」という感想が多かった。</p> <p style="text-align: right;">関係資料 8条-2</p>
<p>ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>ファミリー・サポート・センター会員研修会</p> <p>○概要…年回 10 回程度講師を招聘し、子育てに関する様々なテーマ (遊び・障害・食・事故等) で学習を行う。全ての研修を受講すると、研修修了証が発行される。子どもを預かる上での知識や実技を学習することで、不安や悩みを解消することを目的に実施。</p> <p>○対象…ファミリー・サポート・センター協力 (両方) 会員</p> <ul style="list-style-type: none"> *地域子育て支援センターひだまりの子育て応援団・保育ボランティアグループすまいるママ・一般の方も参加可能。 <p>○実施日… 6月25日 (2講座)</p> <p>6月29日 (3講座)</p> <p>7月4日 (2講座)</p> <p>7月11日 (2講座)</p> <p>10月26日 (1講座)</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間予定の中の1講座で「子どもの人権」と題し、教育部人権教育課主幹により講話を実施。 <p>○実績…6月25日 参加人数4名</p>	<p>【健康福祉部 保育子育て支援課】</p> <p>・各講座内容は、10年以上継続している実績から、講師も事業内容に即した話をしてくれるため参加者も分かりやすい。ボランティアグループの養成講座と重ねたことで、受講したボランティア4名がファミサポ協力 (両方) 会員への登録につながった。講座や実習終了後は、参加者から熱心に質問が出ることもあり、充実した研修会となっている。</p> <p>【教育部 人権教育課】</p> <p>・「泉南市子どもの権利に関する条例」について伝え、子ども会議のDVDを見てもらったことで、「子どもの権利」について、言葉だけで示されているのではなく、具体的に「子どもの権利」を実現する方向付けがなされていると感じてもらうことができた。</p> <p style="text-align: right;">関係資料 8条-3</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>保育所の職員研修「子どもの権利と保育」</p> <p>○事業の概要…子ども施設職員が「子どもの権利」について知ること、子どもを権利行使の主体と捉え、意見表明参加の権利</p>	<p>【教育部 人権教育課】</p> <p>・保育士役や子ども役になってロールプレイをすることで、子どもの思いに気付き、子どもや保護者の思いを受けとめる言葉がけやかかわりにつ</p>

<p>を具体化する保育者のかかわりを意識して、保育実践に生かすことを目的に実施。</p> <p>○事業開始年度…平成 28 (2016)年度</p> <p>○平成 30 年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所職員を対象に「子どもの権利と保育」をテーマに、ロールプレイ等を取り入れながら研修を実施した。 <p>○実施日…平成 31 年 2 月 28 日</p> <p>○実績…参加人数 10 名</p>	<p>いて、参加者と一緒に考えることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVDを通して、泉南市には子どもの権利に関する条例があり、子どもの意見をきくしくみがあることを知ってもらえることができた。 <p style="text-align: right;">関係資料 8条-4</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>泉南市新規採用職員研修「子どもの権利」</p> <p>○事業の概要…泉南市新規採用職員に泉南市には子どもの権利に関する条例があること、せんなん子ども会議という仕組みがあることをしてもらい、各担当業務に生かすことを目的に、子どもの権利研修を実施する。</p> <p>○事業開始年度…平成 29 (2017)年度</p> <p>○事業実施日…7 月 6 日</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利条約」や「泉南市子どもの権利に関する条例」制定の経緯を知らせるとともに、ワークを通して、4つの権利のうち、「意見表明と参加の権利」の実現の難しさを確認。 ・子どもの意見をまちづくりに生かすことを意識してもらえよう、DVDを通して、せんなん子ども会議の活動を知らせた。 <p>○実績…参加人数 18 名。</p>	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉南市に「子どもの権利に関する条約」があることを知っていた職員が 22%とまだまだ少なく、新規採用職員という新鮮な時期に「子どもの権利」についてってもらうことの重要性を感じた。 ・ワークを通して、自らの担当業務が子どもの権利の実現になんらかか関係していることを感じてもらうことができた。 ・特に DVD を通した「せんなん子ども会議」の活動については評価が高かった。 ・映像による研修は効果的で、今後も子どもを権利行使の主体として、まちづくりのパートナーとして意識するきっかけになるよう、本事業を継続していきたい。 <p style="text-align: right;">関係資料 8条-5</p>

第 8 条 子どもの権利に関する学習と教育②（子ども対象）

第 8 条第 2 項では、「子ども施設は、当該施設を利用する子どもたちに、子どもの権利条約を伝え、子どもが権利の主体として知識・スキル及び態度を身につけていくことができるよう、子どもの権利に関する積極的な教育及び啓発活動を教育課程に位置付け実施するものとします。」と定めています。これに基づき、以下のような取組を実施しています。

<p style="text-align: center;">事業等の名称</p> <p style="text-align: center;">実施時期・実施内容等</p>	<p style="text-align: center;">【担当課】</p> <p style="text-align: center;">実施機関の自己評価</p>
<p>人権教育推進事業</p> <p>子どもの権利に関する学校園ヒアリング</p> <p>○事業の概要…人権教育課が行うヒアリングにおいて、子どもの権利の教育課程への位置づけを促し、実施状況を把握する。</p> <p>○事業開始年度…平成 24 (2012)年度</p> <p>○実施日…(第 1 回) 6 月～7 月…各現場を訪問 (第 2 回) 2 月～3 月…市民交流センターにて実施</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 月、校園長会並びにヒアリングにおいて小中学校・幼稚園に 	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 10 月、せんなん子ども会議のメンバー拡大のため、事務局が全小学校の 4 年生に子どもの権利について説明を行い、子ども会議への参加を呼びかけた。以後、子ども会議のメンバーが全小学校から集まったのは、管理職や教員の意識に変化があったからではないか。 ・平成 30 年度は、小学校 1 校で「子どもの権利」に関する研究授業が実施された。

<p>おける人権保育教育推進計画の中に、子どもの権利学習・子どもが主体となる取組の推進を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 2 月、人権保育教育推進計画の実績報告に基づきヒヤリングを実施。小中学校・幼稚園における、子どもの権利に関する取組の実施状況を確認。 <p>○実績…幼稚園 2 園、小学校 10 校、中学校 4 校で、各 2 回ずつ実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校によって、温度差はあるものの、少しずつ子ども参加の取組が広がっている。 ・しかし、子どもの権利の主体とし、子どもの意見表明を尊重すること、また子どもと大人のパートナーシップの実現を目指す「子ども観」については、学校間、各教職員間で差がある。 ・子どもの権利を学校教育に位置付けていくためには、各学校への積極的なかわりが必要である。
<p>人権教育推進事業</p> <p>小中学校における『子どもの権利の日』の取組についてアンケートの実施</p> <p>○事業の概要…「11 月 20 日泉南市子どもの権利の日」またはその前後の子どもに関する権利に関する取組についてアンケート調査を行い、各学校園における「子どもの権利」の普及を目指す。</p> <p>○実施日…12 月 19 日を締切に提出依頼</p> <p>○実施内容…「全校園での集会で、子どもの権利の日であることを伝えた。」等の全 7 項目に「はい・いいえ」で回答。取組に際して作成した資料、保護者への広報、実施日の写真などがあれば、提出を依頼した。…関係資料</p>	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の日の前後に、全ての学校園で、子どもを対象とした啓発活動が実施されている。 ・子ども会議のメンバーや児童会の児童などが、全校児童生徒に広報啓発する、子どもが主体となった取組も広がりつつある。 ・公立幼稚園では、職員劇等を通じた権利学習や保護者研修、環境や遊びを工夫し、子どもの権利を日常的に感じられるような取組が定着している。(園児がグループでの話し合いで「参加する権利」を思い出して、自分の意見を言う場面があった) <p>関係資料 8 条-6</p> <p>関係資料 8 条-7</p>
<p>人権教育推進事業</p> <p>小学校における『子どもの権利』に関する学習の授業研究</p> <p>○事業の概要…「子どもの権利」を実現するためには、当事者である子ども自身が、まず自らの権利を知ることが不可欠であることから、各学校における取組に必要な支援を行い、取組を推進する。</p> <p>○実施日…平成 31 年 2 月（事前研究、出前授業、研究授業の 3 日間実施）</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 2 月、小学 5 年生の 1 クラスで「子どもの権利」についての研究授業が実施された。 ・事前授業として、人権教育課より『子どもの権利』について出前授業を実施し、子どもの権利条約、4 つの権利、泉南市子どもの権利に関する条例、せんなん子ども会議について知らせた ・自分の身の回りで「自分たちぬきで、自分たちのことが決められていることがないか」を出しあい、「子どもの意見を聞いてほしいもの」と「おとなに任せてもいいもの」に分けた。 	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスの 32 名中 7 名が子ども会議メンバーであったので、授業を身近に感じてくれた。 ・子どもは、思いや意見を社会の一員として自由に言い、聞いてもらうことができるし、社会に参加することができることを伝えることができた。 ・せんなん子ども会議に関心を持ち、次年度のメンバーの拡大につながった。

第8条 子どもの権利に関する学習と教育③（保護者・市民対象）

第8条第3項では、「市及び子ども施設は、親その他の保護者及び市民等が子どもの権利条約に関する積極的な学習の機会をもつことができるよう、子どもの権利に関する社会教育、生涯学習および地域福祉活動を奨励し、必要な条件整備を図ります。」としています。これに基づき、以下のような取組が実施されています。

<p style="text-align: center;">事業等の名称</p> <p style="text-align: center;">実施時期・実施内容等</p>	<p style="text-align: center;">【担当課】</p> <p style="text-align: center;">実施機関の自己評価</p>
<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>子育て支援センター「ひだまり」の赤ちゃん教室での保護者向け子どもの権利学習</p> <p>○「赤ちゃん教室」事業の概要…子育てを応援している各機関が共催で、乳児がいる親子に講座を開いたり、離乳食の調理実習を実施したりする。また、会場となる小中学校の生徒と交流したり、就学前施設で0歳児と交流したりもしている。講座を聞いたり、実習をしたりしながら親同士の仲間づくりも目的の一つである。</p> <p>○対象…概ね生後4か月～1歳までの子どもとその保護者15組程度。</p> <p>○事業実施日…年間3クール 6回コース</p> <p>1クール：平成30年5月～6月</p> <p>2クール：平成30年9月～10月</p> <p>3クール：平成30年10月～11月</p> <p>○実施場所（参加組数）</p> <p>1クール：泉南中学校・浜保育所（18組）</p> <p>2クール：西信達公民館・西信達小学校・西信達くねあ（15組）</p> <p>3クール：信達中学校・信達こども園（16組）</p> <p>○「権利学習」実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1クール（6回）の中の1講座で「生活の中の子どもの権利」と題し、子どもの権利条例事務局員を講師として実施。 ・グループワークで子どもの権利について考えたり、せんなん子ども会議DVDを視聴したりした。 <p>1クール：6月14日（15組）</p> <p>2クール：9月7日（6組）</p> <p>3クール：11月26日（14組）</p>	<p>【健康福祉部 保育子育て支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者からは、たくさんのスタッフや地域の方々に見守られていることで、安心して子育てができると感じてもらっている。 ・「赤ちゃん教室」を小中学校で実施することは、小中学生との関わりができ、参加者は将来の姿を見ることができたり、通うことになる学校を知ることができたりする機会となっている。また、小中学生は日ごろ触れ合う機会が少ない赤ちゃんの様子を見たり、実際に関わったりすることができるため、“親になる準備”につながり、意味があると感じている。 <p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん教室の保護者は、グループワークで自分の話をしたり聞いたりする中で、聞いてもらう心地よさを感じ、子どもの声や表情、しぐさなどから子どもの気持ちを受けとめることの大切さに気付いたという感想が多かった。 ・台風21号の2日後、ライフラインが止まっている地域が多く、申込者との連絡もとれない中、開催場所の電気と水道の復旧を確認して実施したところ、遅れて参加した方を含め、6名の参加があった。不安を感じている時だからこそ、電気や水があり、たくさんのスタッフがあたたかく迎える場を提供したことで、赤ちゃんと保護者に安心・安全な居場所を保障することにつながった。 <p style="text-align: right;">関係資料 8条-8</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>保育所の保護者対象の子どもの権利研修会</p> <p>○事業の概要…子育て中の保護者を対象に「子どもの権利」を知ってもらうことで、日々の子どもへのかかわりや子育てに生かすことを目的に研修を行う。</p>	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉南市に「子どもの権利に関する条例があることや「子どもの権利条約」について研修し、子どもの意見表明・参加の権利を守るために、話を聴くおとなの存在の大切さに気付いてもらうこと

<p>○事業実施日…平成 31 年 3 月 1 日</p> <p>○実施内容…指定管理保育所保護者を対象に「子育てと子どもの権利」をテーマに子育て講座を実施した。</p> <p>○実績…参加人数 7 名</p>	<p>ができた。祖母の参加が 3 名あった。</p> <p style="text-align: right;">関係資料 8 条-9</p>
<p>幼児教育事業</p> <p>幼稚園保護者対象の子どもの権利研修会</p> <p>○事業の概要…子育て中の保護者を対象に「子どもの権利」を知ってもらうことで、日々子どもへのかかわりや子育てに生かすことを目的に研修を行う。</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立幼稚園 2 園において、条例委員・幼稚園長・職員等がファシリテーターとなり、保護者向けの権利学習が実施された。 ・ 職員による寸劇、ワークショップ、条例委委員や園長の講話等により、日常生活の中にある幼児の権利について学ぶ機会となった。 <p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11 月 9 日：あおぞら幼稚園 参加人数 8 名 ・ 11 月 19 日：くすのき幼稚園 参加人数 45 名 	<p>【教育部 公立幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもは「遊んだり疲れたりした時は休む等、自由になる時間をもつ」「秘密が守られる」ことを大事にし、おとなは「家族が仲良く一緒に暮らす」ことを大事に思っている。互いに大事に思っていることは違っていることに気付いてもらうことができた。 ・ 「子どもの権利」というと難しく考えがちだが、職員による寸劇や、園長・元保護者の方からのお話は、保護者にとっても親しみやすく共感しながら、子どもの話を聞くことの大切さを感じる事ができた。 ・ 参加した保護者と同じ話を聞いたり劇を見た子どもとが、家庭で「子どもの権利」について会話するきっかけになった。 ・ 今後も取り組みを継続し、子どもの権利について知ったおとなを地道に増やしていくことが「子どもにやさしいまち」づくりにつながっていくと考える。 <p style="text-align: right;">関係資料 8 条-10</p>
<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>地域子育て支援センター「ひだまり」の子育て講座</p> <p>○事業の概要…年間 7 回程度講師を招聘し、保護者のみで学習や実技を行う。内容は保護者のニーズや課題に合ったテーマで設定している。子育てに関する学習やリフレッシュできる場を提供することで、育児不安や負担を軽減することを目的とする。</p> <p>○対象…就学前の子どもの保護者（子どもは一時保育あり）</p> <p>○実施日…6 月 27 日・7 月 25 日・10 月 24 日・11 月 21 日・1 月 16 日・2 月 19 日・3 月 13 日</p> <p>○「権利学習」実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間予定の中の 1 講座で「むずかしくないよ 子どもの権利～子どもと話をしよう～」と題し、古藤典子さん（くすのき幼稚園長）を招聘して実施。 <p>○実績…11 月 21 日 参加人数 12 名</p>	<p>【健康福祉部 保育子育て支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初めは内容が難しいと感じながら参加した保護者も、講座の終わりには子どもに対する愛おしさがあふれたようであった。 ・ 普段の生活の中で子どもの権利を再確認できる良い機会になった。 <p style="text-align: right;">関係資料 8 条-11</p>
<p>人権啓発事業</p> <p>子ども食堂講座</p> <p>○事業の概要…例年開催している人権について考える講座で、子どもの居場所として「子ども食堂」をテーマに実施。</p>	<p>【総合政策部 人権推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者からは、考えるだけでなく、行動に移すことが素晴らしい、人と人・地域とのつながりが個人の問題を解決するきっかけになるといった

<p>○事業実施日…平成 30(2018)年 6 月 29 日、7 月 3 日、10 月 4 日</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条令第 7 条「子どもの居場所」として、近年広がりつつある「子ども食堂」をテーマにした 3 回の連続講座を行った。 ・実際に子ども食堂を運営している方のお話を聞いたり、実際に「子ども食堂」を見学し、課題や子どもとの接し方などについて学んだ。 <p>○実績…参加人数 61 名</p> <p>【H30 年度所要額】 110,000 円</p>	<p>感想が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂に来る子どもたちの様子や地域の大人たちの関わりなどについてのお話を聞くことで、子どもが居心地のいい場所とはどんな場所か、自分には何ができるかについて考えるいい機会となった。 <p style="text-align: right;">関係資料 8 条-12</p>
--	--

第 12 条 施設等における子どもの安全

第 12 条では、「市は子ども施設その他子どもが利用する施設等における子どもの安全を確保するため、指針を定めます。」とあり、市はそれに基づいて「所管する施設等における子どもの安全確保のためのシステムを整備し、適切に機能するよう、必要な手立てを講じます。」としています。また、市長は、それらのシステムの検証を行うものとし、そのために子どもの安全委員会を設け、その活動に対して、市及び子ども施設は積極的に協力し援助するものとしています。市では防災対策や危機管理マニュアルの設定、また子どもの登下校の安全確保について、市民と協働して取組を推進しています。子どもの安全委員会の設置や指針づくりは今後の課題となっています。

<p style="text-align: center;">事業等の名称</p> <p style="text-align: center;">実施時期・実施内容等</p>	<p style="text-align: center;">【担当課】</p> <p style="text-align: center;">実施機関の自己評価</p>
<p>安全推進事業</p> <p>登下校時、放課後の安全パトロール事業の推進</p> <p>○事業の概要…登下校中の通学路における児童生徒の安全を守る市民ボランティア団体を支援する</p> <p>○事業開始年度…平成 19 (2007)年度</p> <p>○実施内容…補助金を交付し青色パトロール等の安全パトロール事業を支援。学期に一度の会議を通して状況確認や検証を行うほか、年に一度の安全大会で表彰を行うなど、日頃の活動への感謝と安全意識への向上のための啓発活動を行っている。また、子どもの見守りボランティアの継続拡大のため、安全講習も実施し、修了証を交付している。</p> <p>子ども参加の「子ども安全大会」の開催</p> <p>○実施日…平成 31 年 2 月 9 日(土)13:30~15:30 文化ホール</p> <p>○概要…子ども安全大会は、子どもたちのすこやかな育ちを学校と地域でサポートする教育コミュニティの実現と学校を支援する地域の自主防犯組織の活性化をめざして行っている。</p> <p>今年度は、見守りボランティアの方に、「子どもの権利」や「せんなん子ども会議」について知っていただくとともに、子ども会議の子どもたちからのメッセージや感謝の気持ちを直接伝えようと、指導課と人権教育課が共同で企画した。</p>	<p>【教育部 指導課・人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までは「子ども安全大会やのに、子どもはいないの？」と言われることが多かったが、今年は子ども参加の安全大会となり、見守りの方からも「今までとちがってよかったよ。」との声が多かった。 ・子ども会議メンバーの、「ありがとう」の気持ちを何らかの形にしたいという思いから話し合った結果、表彰状贈呈の際の助手の役割を務めることを発案。担当課・秘書課の了承を得て実施した。 ・子ども達が日頃感じていた登下校の安全のことや見守りのみなさんへの気持ちを表現する機会となった。 ・出し合った意見を伝えるだけでなく、子ども会議のメンバーからの質問（「なぜ、パトロールをしようと思ったのか」）にアンケートで答えていただき、互恵性のある出会いの機会となった。 ・参加者の感想には、子どもの意見表明を評価し応援する声が多く、子どもの持っている力の大き

<p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰状贈呈。その際、子ども会議メンバーが感謝状を贈呈する市長の助手を務めた。 ・講話「子どもの権利と安全」 教育委員会人権教育課主幹 奥田好幸 ・子ども会議DVDの視聴。 ・せんなん子ども会議の本年度の活動報告(舞台発表) ・見守りの市民の方への子ども達が考えた質問に、アンケートで答えてもらった。 <p>○実績…参加者 市民 102 名, 子ども会議メンバー20 名、事務局 10 名</p> <p>【H30 年度所要額】 1,273,000 円</p>	<p>さやまちづくりのパートナーとしての子どもを感じてもらった機会になった。</p> <p style="text-align: right;">関係資料 12 条-1</p>
--	--

第 14 条 泉南市子どもの権利の日

第 14 条では、「子どもの権利条約が国際連合総会で採択された 11 月 20 日を泉南市子どもの権利の日」と定め、「子どもの権利の日には、その意義を具現するための行事を計画し、実施します。」としています。条例が制定されてまもなく 7 年。子どもの権利の日を基軸とした週間や月間を中心に、子ども施設等における取組が以下のように実施され、少しずつ広がりを見せています。

<p style="text-align: center;">事業等の名称</p> <p style="text-align: center;">実施時期・実施内容等</p>	<p style="text-align: center;">【担当課】</p> <p style="text-align: center;">実施機関の自己評価</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>泉南市子どもの権利の日の取組</p> <p>○事業の概要…子どもの権利を子ども・保護者・市民に啓発する。</p> <p>○事業開始年度…平成 24 (2012)年度</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や子ども施設が 11 月 20 日の「泉南市子どもの権利の日」を意識するよう、啓発チラシを作成し、市内の保育所(園)、幼稚園、子ども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、子ども施設の子どもへの配付を行った。 ・小中学校については子どもの権利の日のチラシ配付時に、担任から説明してもらう「説明文」を用意した。 ・啓発グッズを庁内カウンターに設置し、来庁者及び庁内職員に子どもの権利の日のアピールをした。 ・本庁玄関ロビーで子ども会議の様子を DVD で放映した。 ・平成 30 年度は、子ども会議のメンバーの声を録音し、市内防災無線で、「11 月 20 日は泉南市子どもの権利の日」について、放送し広報した。 ・子どもの権利の日の前後に、りんくうイオンモールのフードコートで、子どもの権利についてアピールした。 	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の日の前後に、全ての学校園で、子ども達への子どもの権利の啓発活動が実施されている。 ・子ども会議のメンバーや児童会の児童などが、全校児童生徒に広報啓発する、子どもが主体となった取組も広がりつつある。 <p style="text-align: right;">関係資料 14 条-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園では、職員劇等を通じた権利学習や保護者研修、環境や遊びを工夫し、子どもの権利を日常的に感じられるような取組が定着している。(園児がグループでの話し合いで「参加する権利」を思い出して、自分の意見を言う等) <p style="text-align: right;">関係資料 14 条-2</p> <p style="text-align: right;">関係資料 14 条-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利の日」の録音をきっかけに、下校時の見守り放送についても、子ども会議メンバーのから希望者が録音して、順に放送することになった。

<p>人権擁護委員協議会補助事業 人権啓発推進協議会補助事業</p> <p>泉南市子どもの権利の日の取組</p> <p>○事業の概要…子どもの権利の日を中学生へ周知・啓発する。 ○事業開始年度…平成 24 (2012)年度 ○実施内容 ・家庭や子ども施設が 11 月 20 日の「泉南市子どもの権利の日」を意識するよう、中学校へマスクの配布を行った。</p> <p>【H29 年度所要額】 116,000 円 【H30 年度所要額】 116,000 円</p>	<p>【総合政策部 人権推進課】</p> <p>・H29 年度、H30 年度は人権推進課と人権擁護委員の話し合いを経て、子どもの権利の日と相談窓口を印刷した用紙を挟んだマスクを全中学生・4 中学校区のフォーラム等で配布し啓発することができた。</p>
---	---

第 15 条 条例の実施と広報

第 15 条では、市は、この条例の目的（「子どもにやさしいまち」の実現）を達成するために、総合的かつ計画的に条例を実施するものとします。」と定めています。また、「市はこの条例の内容及び実施に係る計画等について、市民等に広報する役割を果たさなければなりません。」これに基づき、以下のような広報活動を実施しています。

<p>事業等の名称</p> <p>実施時期・実施内容等</p>	<p>【担当課】</p> <p>実施機関の自己評価</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>泉南市ウェブサイト(ホームページ)による広報</p> <p>○事業の概要…子どもの権利の普及のため、泉南市子どもの権利に関する条例並びに、条例に関する取組について、市民及び広く社会に広報する。 ○事業開始年度…平成 24(2012)年度 ○実施内容 ・泉南市子どもの権利に関する条例、せんなん子ども会議、子どもの権利条例委員会、条例委員会第 1 次報告～第 6 次報告、子どもの権利条例市民モニター会議、子どもの権利に関する条例ができるまで等について、記事を掲載し、更新している。</p>	<p>【教育部 人権教育課】</p> <p>・令和元年(2019)年は子どもの権利条約が国連で採択されて 30 周年。子どもの権利に関する関心が高まっており、「ホームページを見た」と、他の自治体等から問い合わせや視察がくることもある。 ・パソコンや携帯・スマホなどの普及により、ネットを使った広報は、広く市民に広報するには効果的なツールである。 ・しかし、子どもの権利に関する取組を実施しているが、ホームページをタイムリーに更新できない現状がある。</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>広報せんなん『子どもの権利シリーズ』掲載</p> <p>○事業の概要…毎月 1 回泉南市が発行している、「広報せんなん」に「子どもの権利シリーズ」のコーナーを設けている。子どもの権利条約、泉南市子どもの権利に関する条例やそれに関する取組について、市民に分かりやすく広報する。広報は、全戸に毎月月末に配付される。 ○事業開始年度…平成 24 (2012)年度 ○実施内容</p>	<p>【教育部 人権教育課】 【総合政策部 人権推進課】</p> <p>・「せんなん子ども会議」「市民モニター会議」における子どもの意見を発信したり、写真などを使って、市民にわかりやすく伝わるよう工夫することで、「子どもの権利」について、関心をもってもらえるようにした。 ・コーナーが位置づいていることで、市民への啓発が継続的にできるので、効果がある。</p>

<p>No. 63 「子どもと大人のパートナーシップのために」</p> <p>No. 64 「第 5 条「せんなん子ども会議」のメンバーを募集します～せんなん子ども会議に参加して、子どもの意見を市に届けよう～」</p> <p>No. 65 「せんなん子ども会議 3 月～市長報告の雰囲気は最高でした！！」</p> <p>No. 66 「子ども会議 2018 がにぎやかにスタート～『子どもの意見表明と参加の権利を実現するために』」</p> <p>No. 67 「乳幼児の子ども権利～赤ちゃん教室でのお話から～」</p> <p>No. 68 「今年の活動テーマを決めました～7 月 21 日のせんなん子ども会議～」</p> <p>No. 69 「泉南市新規採用職員研修『子どもの権利を学ぼう！』」</p> <p>No. 70 「11 月 20 日は、『泉南市子どもの権利の日』」</p> <p>No. 71 「台風 21 号、子どもたちの声～せんなん子ども会議より～」</p> <p>No. 72 「せんなん子ども会議の意見を発表したよ～人権週間市民のつどいに参加してその 1～」</p> <p>No. 73 「いじめについて、子どもとおとなで考えたよ！～人権週間市民のつどいに参加してその 2～」</p> <p>No. 74 「子どもの権利市民モニター会議を開催しました～中学生とおとながともに語る子どもの権利～」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問や意見のあて先を記載しているが、意見が届いたことはない。 ・ 広報を読んで子どもの権利に関心を持った市民がアクセスできるよう、ホームページの更新等をこまめにしていく必要がある。 <p style="text-align: right;">関係資料 15 条-1</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>子どもの権利のポスター・子ども会議パンフレット等による広報</p> <p>○事業の概要…ポスター、パンフレットなどにより、視覚に訴え子どもの権利の広報啓発をはかる。</p> <p>○事業開始年度…平成 24（2012）年度</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利に関する条例ハンドブックの増刷、並びにせんなん子ども会議のパンフレットを印刷し、配付した。 <p>【H29 年度決算額】 76,800 円</p> <p>【H30 年度決込額】 91,800 円</p>	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの権利」を少しでも身近に感じてもらえるよう、市内小中学校並びに公立幼稚園のすべての教室に子どもの権利についてのポスターの掲示を依頼した。 ・ 子ども会議のパンフレットは、これまでの取組がわかる写真などをカラーで掲載している。それを見て活動に期待をもって申し込む子どもも多い。 ・ パンフレットは、保護者、教職員向け研修でも配付し、せんなん子ども会議の周知に役立っている。今後も、広報啓発のための資料印刷の予算が不可欠である。

第 16 条 条例の実施に関する検証と公表

第 16 条では、「市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の実現に貢献していくことができるよう、条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況を定期的に検証します。」としています。この検証を実施するため、「子どもの権利条例委員会」並びに「子どもの権利条例市民モニター会議」を設け、「この条例の運営状況を検証するための活動を行い、条例委員会は市長

に対して必要な報告等を行います」としています。また、「市長は、市長報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策に生かすものとします。」とも定めています。

これに基づき、以下のように条例委員会・市民モニター会議を定期的に開催し、条例委員会による市長報告も本年度で7回目となります。

<p style="text-align: center;">事業等の名称</p> <p style="text-align: center;">実施時期・実施内容等</p>	<p style="text-align: center;">【担当課】</p> <p style="text-align: center;">実施機関の自己評価</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>子どもの権利条例委員会</p> <p>○事業の概要…委員会における条例の運営状況の検証は、条例が目的とする「子どもにやさしまち」の実現に係る条例の運営状況について総合的かつ重点的な観点から行う。条例に基づく事業等の実施状況の検証は、それら事業等の評価について、その成果と課題を可能な限り明らかにする観点から行う。また、これらについて、毎年市長報告を行い、その内容を市民に公開する。</p> <p>○事業開始年度…平成 25 (2013)年度</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 16 条第 1 項の市が行う検証に資するため、条例の運営状況及び条例に基づく事業等の実施状況について、事務局から報告を行い、実施状況の評価、審議その他の検証を行った。・ <p>第 1 回：4 月 27 日 第 2 回：5 月 25 日 第 3 回：6 月 22 日 第 4 回：7 月 25 日 第 5 回：8 月 20 日 第 6 次市長報告（報告事項Ⅰ）提出：8 月 29 日 市長報告：10 月 2 日</p> <p>【H30 年度決算額】 255,000 円</p>	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度の条例委員会では、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの居場所と新たな青少年センターの在り方について 2. 「子どもの相談・救済」にコミットするオンブズパーソンの制度化について <p>の大きく 2 点について、審議が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エピソードを交えて青少年センター等からの実施状況が報告され、それをもとに、青少年センターが果たしてきた役割の検証と、今後の役割や機能について提言を受けた。 ・ 「相談と救済」については、子どもオンブズパーソン制度の「泉南市モデル」が示された。 ・ 条例に基づく事業等の実施状況（報告事項Ⅱ）については、年度内の作成ができなかった。今後、報告事項Ⅱについては、年度ごとの報告とすることとするなど、市長報告に向けた条例委員会の流れが確認された。 <p style="text-align: right;">関係資料 16 条-1</p>
<p>人権啓発事業</p> <p>市民モニター制度</p> <p>○事業の概要…子どもの権利条例が正しく、効果的に機能しているかどうかを、評価・検証するための活動を実施する。</p> <p>○事業開始年度…平成 27 (2015)年度</p> <p>○事業実施日…①平成 29 (2017)年 12 月 16 日 ②平成 30 (2018) 年 8 月 20 日 ③平成 30 (2018) 年 12 月 26 日</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 16 条 3 項の規定により、権利条例委員会と相互に協力および連携して、条例の運営状況を検証するための活動を行った。 ・ 平成 29 年度については、子どもの居場所（条例第 7 条）を検証テーマとし、キッズカフェなど子どもたちが主体的に活動し 	<p>【総合政策部 人権推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度については、モニター会議を 2 回開催することができた。（8 月 9 日・12 月 16 日） ・ 平成 30 年度についても、モニター会議を 2 回開催することができた。（8 月 20 日・12 月 26 日） ・ 参加者からは、いっぱい意見を言えて楽しかった、違う中学校の子と交流できてよかったといった感想が得られた。 ・ 子どもたちが大人たちに大切にされている・守られていることを感じる良い機会となった。 <p style="text-align: right;">関係資料 16 条-2 関係資料 16 条-3</p>

<p>た内容を子どもたちが報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度については、第 1 回目は子どもの居場所（条例第 7 条）を検証テーマとし、青少年センターが子どもたちの居場所になるにはどうすればいいかについて意見を出しあった。第 2 回目は子どもの相談と救済（条例第 9 条）を検証テーマとし、オンブズパーソン制度について理解を深め、泉南市ならどんなことができるかについて意見を出し合った。 <p>○実績…参加人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子ども委員 7 名・おとな委員 6 名・条例委員 3 名 ②子ども委員 7 名・おとな委員 5 名・条例委員 5 名 ③子ども委員 3 名・おとな委員 5 名・条例委員 5 名 <p>※各回とも条例委員は午後より参加</p> <p>【H29 年度決算額】 30,000 円 【H30 年度決算額】 12,000 円</p>	
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>子どもの権利施策推進本部会議作業部会</p> <p>○事業の概要…平成 27 年度・28 年度の子どもの権利条例委員会報告における提言を受け、子ども子育て支援事業計画との整合性を図るため、作業部会を設置し、本市における子ども施策の現状の把握と検証・分析、企画、提案等に当たる。</p> <p>○事業開始年度…平成 27（2015）年度</p> <p>○事業実施日…①平成 30（2018）年 4 月 24 日 ②平成 30（2018）年 5 月 23 日 ③平成 30（2018）年 5 月 23 日 ④平成 30（2018）年 6 月 20 日 ⑤平成 30（2018）年 7 月 23 日</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に挙げられた、126 事業について、子どもにやさしいまちを推進する 5 つの検証軸（全 26 項目）のどの項目に関係しているかをチェックした。 5 つの検証軸とは？ <ul style="list-style-type: none"> ①子どもが安全で安心して暮らせるまち（8 項目） ②子どもが参加できるまち（5 項目） ③子どもの居場所があるまち（4 項目） ④子どもの権利を学びあうまち（4 項目） ⑤子どもの権利を大切に育てるまち（5 項目） 検証軸の項目が多いため、5 つの検証軸に基づいて、「どの条文に関係している」かをチェックするという方法で検証し、作業部会のまとめを作成した。 	<p>【教育部 人権教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> チェックを行う中で、各課で取り組んでいる事業が、子どもの権利条例のどこに関係している事業であるかを確認できた。 しかし、各担当課の事業が、子どもの権利を実現するような事業内容・方法になっているかの分析には至らなかった。 今後の子ども施策の推進や事業の企画に反映させるため、作業部会の活動報告を行う必要がある。30 年度は開催できなかったが、今年度は計画したい。 本市における子ども施策が、子どもの権利の保障と「子どもにやさしいまち」の実現につながっているかは、「子ども子育て支援事業計画」の検証と子どもの権利条例に基づく検証を重ね合わせることにより、事業の内容がより具体的にわかりやすくなる。 施策推進本部会議の開催と各課職員への条例の周知も今後の課題である。 <p style="text-align: right;">関係資料 16 条－4</p> <p style="text-align: right;">関係資料 16 条－5</p>